（旧国民年金法による通算老齢年金等の失権の特例）

第七条　旧国民年金法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第五条の規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

2　旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権は、その受給権者が第五条の規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

（年金額の改定の特例）

第八条　国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金（第十一条第一項第二号において「既裁定老齢年金」という。）の受給権者が、第二条第三項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、無罪判決確定日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

（事務の処理に関する特例）

第九条　国民年金法施行令第一条の二第四号及び第十一号に掲げる事務（第三条第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条第一項、第三条第二項、第四条及び第五条の規定による老齢基礎年金又は老齢年金に係るものに限る。）は、同令第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一　第二条第一項及び附則第四条第一項の規定による申出の受理

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百九条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
	第一項各号	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（以下「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）第十条第一項各号
	若しくは	又は
第百九条の四第四項	により第一項各号	により死刑再審無罪者特例法施行令第十条第一項各号
	行つている第一項各号	行つている同条第一項各号
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百九条の四第六項	により第一項各号	により死刑再審無罪者特例法施行令第十条第一項各号
	行つている第一項各号	行つている同条第一項各号
第百九条の四第七項	前各項	死刑再審無罪者特例法施行令第十条第一項並びに第三項、第四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

（機構への事務の委託）

第十一条　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第三条第二項、第四条及び第五条の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務（当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。）

二　第八条の規定による既裁定老齢年金の額の改定に係る事務（前条第一項第一号に掲げる申出の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号」とあるのは「死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（次項において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）第十一条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「死刑再審無罪者特例法施行令第十一条第一項及び前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（法第三条第一項のその他政令で定める給付）

第十二条　法第三条第一項のその他政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　国民年金法による付加年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による通算老齢年金

（法第三条第一項の国民年金法その他の法律による政令で定める給付）

第十三条　法第三条第一項の国民年金法その他の法律による政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　国民年金法による老齢基礎年金及び付加年金並びに同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金並びに旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金

二　厚生年金保険法による老齢厚生年金及び旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三　国民年金法による障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに旧国民年金法による障害年金、母子年金、準母子年金及び寡婦年金

四　厚生年金保険法による障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに旧厚生年金保険法による障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

（特別給付金の額）

第十四条　法第三条第一項の規定により支給する特別給付金（以下単に「特別給付金」という。）の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ　みなし計算対象期間の各月における各月みなし計算給付額の総額に相当する額

ロ　イに掲げる額から⑴に掲げる額を控除した額に、⑵に掲げる率を乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

⑴　無罪判決確定日の属する月の五年前の月の前月（当該前月が一月、三月、五月、七月、九月又は十一月である場合にあつては、前々月。⑵において「最終月」という。）から無罪判決確定日の属する月までの期間の各月における各月みなし計算給付額の総額に相当する額

⑵　老齢給付の支給開始年齢到達日（二以上あるときは、当該支給開始年齢到達日のうち最も早い日）の属する月の翌々月（当該翌々月が一月、三月、五月、七月、九月又は十一月である場合にあつては、当該翌々月の翌月）の属する年度（以下この⑵において「当初年度」という。）から最終月の属する年度（以下この⑵において「最終年度」という。）までの別表第二の上欄に掲げる各年度に応ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を当初年度から最終年度までの年度の数で除して得た率